

平成 27 年第 4 回松川町議会定例会(第 1 日目)議事日程

平成 27 年 12 月 4 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長あいさつ
- 日程第 4 議案第 1 号 松川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 松川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 5 回)について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 27 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 27 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 27 年度松川町発電事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 27 年度松川町水道事業会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 14 議案第 11 号 松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 15 議長の報告
- 陳情 4 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情

- 陳情 5 TPP 交渉に関する意見書提出の陳情
- 陳情 6 政務活動費導入に関する陳情
- 陳情 7 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情

議案第 1 号

松川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

松川町消防団員等公務災害補償条例(昭和 46 年松川町条例第 15 号)の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 12 月 4 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 27 年 12 月 4 日 可 決
松川町議会議長 関 克義

松川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

松川町消防団員等公務災害補償条例（昭和46年松川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73

4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害補償年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林	0.88

	<p>漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等

務上の災害に係るものに限る。)		級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する	0.75
---------	--------------------------	------

金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）

3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）

	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
-----------------	------

障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松川町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第2号

松川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

松川町税条例等の一部を改正する条例(平成27年松川町条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年12月 4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年12月 4日 可決
松川町議会議長 関 克 義

松川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

松川町税条例等の一部を改正する条例（平成27年松川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち松川町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

平成27年度松川町一般会計補正予算（第5回）

平成27年度松川町一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,996千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,556,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

平成27年12月4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年12月18日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 分担金及び負担金		86,637	12	86,649
	2 負担金	86,637	12	86,649
1 3 国庫支出金		646,778	37,709	684,487
	1 国庫負担金	298,491	27,120	325,611
	2 国庫補助金	345,296	10,589	355,885
1 4 県支出金		289,641	14,819	304,460
	1 県負担金	150,924	13,679	164,603
	2 県補助金	107,422	1,119	108,541
	3 委託金	31,295	21	31,316
1 7 繰入金		207,158	1,278	208,436
	1 特別会計繰入金	6,196	△754	5,442
	2 基金繰入金	200,962	2,032	202,994
1 9 諸収入		167,213	△9,822	157,391
	3 貸付金元利収入	100,417	△9,822	90,595
歳 入 合 計		6,512,101	43,996	6,556,097

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		793,953	2,173	796,126
	1 総務管理費	633,382	1,167	634,549
	3 戸籍住民基本台帳費	73,373	880	74,253
	4 選挙費	5,466	126	5,592
3 民生費		1,607,467	87,166	1,694,633
	1 社会福祉費	1,009,907	82,948	1,092,855
	2 児童福祉費	597,560	4,218	601,778
4 衛生費		559,686	3,440	563,126
	1 保健衛生費	373,632	3,440	377,072
6 農林水産業費		580,427	△12,223	568,204
	1 農業費	508,748	△12,223	496,525
8 土木費		850,562	132	850,694
	1 土木管理費	17,641	200	17,841
	2 道路橋梁費	623,159	△468	622,691
	3 河川費	7,596	100	7,696
	5 住宅費	10,118	300	10,418
9 消防費		255,605	1,461	257,066
	1 消防費	255,605	1,461	257,066
13 予備費		160,090	△38,153	121,937

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	160,090	△38,153	121,937
歳	出	6,512,101	43,996	6,556,097
	合 計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	発電事業特別会計繰出金	26,361

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 分担金及び負担金	86,637	12	86,649
1 3 国庫支出金	646,778	37,709	684,487
1 4 県支出金	289,641	14,819	304,460
1 7 繰入金	207,158	1,278	208,436
1 9 諸収入	167,213	△9,822	157,391
歳入合計	6,512,101	43,996	6,556,097

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	793,953	2,173	796,126	△1,677	0	1,278	2,572
3 民生費	1,607,467	87,166	1,694,633	51,288	0	12	35,866
4 衛生費	559,686	3,440	563,126	0	0	0	3,440
6 農林水産業費	580,427	△12,223	568,204	216	△4,200	△9,822	1,583
8 土木費	850,562	132	850,694	0	4,200	0	△4,068
9 消防費	255,605	1,461	257,066	0	0	0	1,461
10 教育費	757,946	0	757,946	943	0	0	△943
13 予備費	160,090	△38,153	121,937	0	0	0	△38,153
歳 出 合 計	6,512,101	43,996	6,556,097	50,770	0	△8,532	1,758

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
11	分担金及び負担金		86,637	12	86,649				
	2	負担金	86,637	12	86,649				
		2	民生費負担金	76,779	12	76,791	7	子育て短期支援事業負担金	12
13	国庫支出金		646,778	37,709	684,487				
	1	国庫負担金	298,491	27,120	325,611				
		1	民生費国庫負担金	297,591	27,120	324,711	3	障がい者福祉費国庫負担金	26,305
								障がい者自立支援給付費等負担金増 障がい児施設措置給付費等負担金減	26,460 △155
							5	保育所運営費国庫負担金	815
								保育所運営費負担金増	815
	2	国庫補助金	345,296	10,589	355,885				
		1	民生費国庫補助金	32,741	9,584	42,325	2	児童福祉費国庫補助金	△1,220
								緊急保育確保事業補助金減	△1,220
							6	子育て世帯臨時特例給付金	4,197
								子育て世帯臨時特例給付金増	4,197

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
						7 臨時福祉給付金	2,796	臨時福祉給付金増 2,796
						9 子ども・子育て支援交付金	3,811	子ども・子育て支援交付金 3,811
		3 教育費国庫補助金	6,500	943	7,443	2へき地児童生徒援助費補助金	943	遠距離通学費等補助金 943
		6 総務費国庫補助金	42,258	62	42,320	10 選挙人名簿システム改修費補助金	62	選挙人名簿システム改修費補助金 62
14 県支出金			289,641	14,819	304,460			
1 県負担金			150,924	13,679	164,603			
1 民生費負担金			150,474	13,679	164,153	2 保険基盤安定県費負担金	119	後期高齢者医療財政基盤安定県費負担金増 119
						3 障がい者福祉費県費負担金	13,153	障がい者自立支援給付費等負担金増 障がい児施設措置給付費等負担金減 13,230 △77

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
						5 保育所運営 費県費負担 金	407	保育所運営費負担金増 407
		2 県補助金	107,422	1,119	108,541			
		2 民生費補助金	39,970	2,642	42,612	2 児童福祉費 県費補助金	1,800	緊急保育確保事業補助金減 子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金 多子世帯保育料減免事業補助金 △202 123 1,879
						3 福祉医療費 県費補助金	3,942	福祉医療費県費補助金増 3,942
						4 障がい者福 祉費県費補 助金	△879	地域生活支援事業補助金減 △879
						6 児童クラブ 事業補助金	△3,502	児童クラブ事業補助金減 子ども・子育て支援交付金へ移行 △3,502
						9 地域福祉総 合助成金	1,281	高齢者にやさしい住宅改修補助金増 障がい者支援事業補助金増 1,050 231
		4 農業費補助金	28,671	216	28,887	2 農業費補助 金	216	環境保全型農業直接支払交付金増 216
		9 労働費補助金	7,614	△1,739	5,875	2 緊急雇用創 出事業補助 金	△1,739	緊急雇用創出事業補助金減 △1,739

(単位：千円)

款	科目		補正前の額	補正額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
	3	委託金	31,295	21	31,316			
		2 民生費委託金	1,870	21	1,891	1 民生費委託金	21	プレミアムパスポート事業県委託金 21
17	繰入金		207,158	1,278	208,436			
	1	特別会計繰入金	6,196	△754	5,442			
		4 発電事業特別会計	2,396	△754	1,642	1 発電事業特別会計繰入金	△754	事業費償還分減 収益積立分減 △549 △205
	2	基金繰入金	200,962	2,032	202,994			
		12 ふるさと応援基金繰入金	21,031	2,032	23,063	1 ふるさと応援基金繰入金	2,032	くだもの里まつかわ応援基金繰入金増 2,032
19	諸収入		167,213	△9,822	157,391			
	3	貸付金元利収入	100,417	△9,822	90,595			
		1 貸付金元利収入	100,417	△9,822	90,595	7 有害鳥獣駆除対策協議会償還金	△9,822	有害鳥獣駆除対策協議会償還金減 △9,822

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
計			6,512,101	43,996	6,556,097			

3. 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	総務費		793,953	2,173	796,126	△1,677		1,278	2,572			
	1	総務管理費	633,382	1,167	634,549	△1,739		1,278	1,628			
		1一般管理費	281,953	403	282,356				403	12	10	表彰状筆耕料 10
										13	105	職員メンタルヘルスカウンセリング増 105
										19	288	下伊那郡町村会分担金増 288
		3	137,634	△459	137,175	△1,739		1,278	2	13	269	緊急雇用創出事業減 △1,738 ふるさと納税事務システム導入事業 2,007
										14	26	ふるさと納税事務システムサーバ利用料 26
										25	△754	発電事業特別会計繰入分積立 事業費償還分減 △549 収益積立分減 △205
		5	38,866	1,223	40,089				1,223	11	1,100	庁舎修繕費増 700 公用車修繕費増 400
										18	123	会議室用石油ストーブ 123
		3	73,373	880	74,253				880			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国県支出金	地方債	その他					
		1戸籍住民基本台帳費	73,373	880	74,253				880	13委託料	880	マイナンバー制度対応 中間サーバ関連設置接続業務 顔認証システム機器設置業務	616 264
		4選挙費	5,466	126	5,592	62			64				
		6選挙費	0	126	126	62			64	13委託料	126	選挙人名簿システム改修業務	126
		3民生費	1,607,467	87,166	1,694,633	51,288		12	35,866				
		1社会福祉費	1,009,907	82,948	1,092,855	44,959			37,989				
		1社会福祉総務費	198,238	20,796	219,034	2,796			18,000	19負担金補助及び交付金	2,796	臨時福祉給付金増	2,796
										20扶助費	3,000	ひまわり乗車券利用者増	3,000
										28繰出金	15,000	国保財政安定化支援事業繰出金増	15,000
		3高齢者福祉費	412,484	2,388	414,872	1,169			1,219	19負担金補助及び交付金	△3,393	広域連合療養給付費負担金減 高齢者にやさしい住宅改修事業増	△5,843 2,450
										20扶助費	6,000	老人保護措置費増 介護クーポン券利用者増	2,500 3,500
										28繰出金	△219	後期高齢者医療特別会計繰出金減	△219

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
	5障がい者福祉費	320,914	49,702	370,616	37,052			12,650	12 役務費	79	障がい介護給付費支払手数料増 25 障がい支援区分認定 医師意見書作成手数料増 54	
									13 委託料	68	障がい支援区分認定調査委託増 68	
									20 扶助費	49,555	自立支援給付費増 52,920 地域生活支援事業費減 △3,517 地域福祉総合助成金事業費増 462 障がい児施設給付費減 △310	
	6福祉医療費	73,513	10,062	83,575	3,942			6,120	19 負担金補助 及び交付金	10,062	福祉医療費給付事業補助金 10,062	
	2 児童福祉費	597,560	4,218	601,778	6,329			12	△2,123			
	1 児童福祉総務費	12,530	4,197	16,727	4,197				19 負担金補助 及び交付金	4,197	子育て世帯臨時特例給付金増 4,197	
	3 保育所費	320,644	0	320,644	1,802			△1,802			財源補正	
	4 子育て支援センター費	21,543	21	21,564	21			12	△12	12 役務費	21	多子世帯応援プレミアムパスポート 申請書郵送料 21
	5 児童館費	20,371	0	20,371	309			△309			財源補正	
	4 衛生費	559,686	3,440	563,126				3,440				

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	1 保健衛生費	373,632	3,440	377,072				3,440			
	1 保健衛生総務費	210,507	1,040	211,547				1,040	19負担金補助 及び交付金	1,040	めばえ支援事業増 800 妊婦健診支援事業増 240
	2 予防費	50,747	2,400	53,147				2,400	13委託料	2,400	予防接種委託料増 高齢者インフルエンザ 1,400 子どもインフルエンザ 500 四種混合ワクチン等 500
	6 農林水産業費	580,427	△12,223	568,204	216	△4,200	△9,822	1,583			
	1 農業費	508,748	△12,223	496,525	216	△3,800	△9,822	1,183			
	3 農業振興費	85,204	△12,223	72,981	216	△3,800	△9,822	1,183	19負担金補助 及び交付金	△2,401	環境保全型農業直接支払交付金増 278 有害鳥獣駆除対策協議会補助金減 △2,679
									21貸付金	△9,822	有害鳥獣駆除対策協議会貸付金減 △9,822
	7 農村観光交流センター費	34,701	0	34,701					8 報償費	△350	協力隊現地体験ツアー謝金減 △350
									11 需用費	350	協力隊作業着等消耗品増 350
									14 使用料及び 賃借料	△300	協力隊活動車両リース料減 △300

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									18備品購入費	300	協力隊庁用器具費増 300
	2 林業費	71,679	0	71,679		△400	400				
	2 林業振興費	57,843	0	57,843		△400	400				財源補正
8	土木費	850,562	132	850,694		4,200	△4,068				
	1 土木管理費	17,641	200	17,841			200				
	1 土木総務費	17,641	200	17,841			200	19負担金補助及び交付金	200		県河川協会負担金増 200
	2 道路橋梁費	623,159	△468	622,691		4,200	△4,668				
	3 道路橋梁新設改良費	463,291	△468	462,823		4,200	△4,668	9 旅 費	32		橋梁資材材料法定検査旅費 32
								13委託料	3,500		町道町谷線工事設計委託費増(国庫補助増額分) 3,500
								15工事請負費	△10,000		町道町谷線改良工事減 △10,000
								17公有財産購入費	△4,000		町道町谷線用地取得費減 △4,000

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									22補償補てん及び賠償金	10,000	町道町谷線建物補償費増 10,000
	3 河川費	7,596	100	7,696			100				
	1 河川費	7,596	100	7,696			100	13委託料	100	100	片桐松川雑木伐採業務委託 100
	5 住宅費	10,118	300	10,418			300				
	1 住宅費	10,118	300	10,418			300	19負担金補助及び交付金	300	300	危険ブロック塀耐震改修事業補助金増 300
	9 消防費	255,605	1,461	257,066			1,461				
	1 消防費	255,605	1,461	257,066			1,461				
	3 消防施設費	15,323	464	15,787			464	19負担金補助及び交付金	464	464	消防施設整備事業補助金増 464
	5 防災対策費	21,777	997	22,774			997	11需用費	384	144	避難所災害時用非常電話機 144 防災行政無線スピーカー修繕 240
								19負担金補助及び交付金	613	613	自主防災施設整備事業補助金増 613
	10 教育費	757,946	0	757,946	943		△943				

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2小学校費	183,145	0	183,145	943			△943			
	2小学校教育振興費	11,381	0	11,381	943			△943			財源補正
	13予備費	160,090	△38,153	121,937				△38,153			
	1予備費	160,090	△38,153	121,937				△38,153			
	1予備費	160,090	△38,153	121,937				△38,153			
	計	6,512,101	43,996	6,556,097	50,770		△8,532	1,758			

議案第4号

平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,118千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,377,565千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月 18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		355,873	28,796	384,669
	1 国庫負担金	280,430	22,475	302,905
	2 国庫補助金	75,443	6,321	81,764
6 県支出金		109,114	6,322	115,436
	2 県補助金	97,405	6,322	103,727
9 繰入金		102,591	30,000	132,591
	1 他会計繰入金	102,591	30,000	132,591
歳入合計		1,612,447	65,118	1,677,565

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		919,365	70,000	989,365
	1 療養諸費	819,366	40,000	859,366
	2 高額療養費	87,959	30,000	117,959
1 2 予備費		7,675	△4,882	2,793
	1 予備費	7,675	△4,882	2,793
歳出合計		1,612,447	65,118	1,677,565

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	355,873	28,796	384,669
6 県支出金	109,114	6,322	115,436
9 繰入金	102,591	30,000	132,591
歳入合計	1,612,447	65,118	1,677,565

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	919,365	70,000	989,365	35,118	0	30,000	4,882
1 2 予備費	7,675	△4,882	2,793	0	0	0	△4,882
歳出合計	1,612,447	65,118	1,677,565	35,118	0	30,000	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
3	国庫支出金	355,873	28,796	384,669			
	1 国庫負担金	280,430	22,475	302,905			
	2 療養給付費等負担金	268,289	22,475	290,764	1 現年度分	22,475	療養給付費等負担金増 22,475
	2 国庫補助金	75,443	6,321	81,764			
	1 財政調整交付金	75,443	6,321	81,764	1 普通調整交付金	4,916	普通調整交付金増 4,916
					2 特別調整交付金	1,405	特別調整交付金増 1,405
6	県支出金	109,114	6,322	115,436			
	2 県補助金	97,405	6,322	103,727			
	1 財政調整交付金	97,405	6,322	103,727	1 財政調整交付金	6,322	財政調整交付金増 6,322
9	繰入金	102,591	30,000	132,591			
	1 他会計繰入金	102,591	30,000	132,591			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
款	項				目	区 分		金 額
		1 一般会計繰入金	92,591	15,000	107,591	4 財政安定化 支援事業繰 入金	15,000	財政安定化支援事業繰入金増 15,000
		2 基金繰入金	10,000	15,000	25,000	1 財政調整基 金繰入金	15,000	財政調整基金繰入金増 15,000
		計	1,612,447	65,118	1,677,565			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2保険給付費	919,365	70,000	989,365	35,118		30,000	4,882			
1療養諸費	819,366	40,000	859,366	5,118		30,000	4,882			
1一般被保険者療養給付費	737,175	40,000	777,175	5,118		30,000	4,882	19負担金補助及び交付金	40,000	一般被保険者療養給付費増 40,000
2高額療養費	87,959	30,000	117,959	30,000						
1一般被保険者高額療養費	77,330	30,000	107,330	30,000				19負担金補助及び交付金	30,000	一般被保険者高額療養費増 30,000
12予備費	7,675	△4,882	2,793				△4,882			
1予備費	7,675	△4,882	2,793				△4,882			
1予備費	7,675	△4,882	2,793				△4,882			
計	1,612,447	65,118	1,677,565	35,118		30,000				

議案第5号

平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,242千円を追加し、歳入歳出それぞれ145,705千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年12月18日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		96,665	6,461	103,126
	1 後期高齢者医療保険料	96,665	6,461	103,126
3 繰入金		41,904	△219	41,685
	1 一般会計繰入金	41,904	△219	41,685
歳入合計		139,463	6,242	145,705

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		137,186	6,242	143,428
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	137,186	6,242	143,428
歳出合計		139,463	6,242	145,705

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	96,665	6,461	103,126
3 繰入金	41,904	△219	41,685
歳入合計	139,463	6,242	145,705

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	137,186	6,242	143,428	0	0	△219	6,461
歳出合計	139,463	6,242	145,705	0	0	△219	6,461

2. 歳入

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	後期高齢者医療保険料	96,665	6,461	103,126			
	1 後期高齢者医療保険料	96,665	6,461	103,126			
	1 特別徴収保険料	57,969	△2,167	55,802	1 現年度分	△2,167	現年度分保険料（特徴）減 △2,167
	2 普通徴収保険料	38,696	8,628	47,324	1 現年度分	8,628	現年度分保険料（普徴）増 8,628
3	繰入金	41,904	△219	41,685			
	1 一般会計繰入金	41,904	△219	41,685			
	1 事務費繰入金	7,286	△379	6,907	1 事務費繰入金	△379	事務費繰入金減 △379
	2 保険基盤安定繰入金	34,618	160	34,778	1 保険基盤安定繰入金	160	保険基盤安定繰入金増 160
	計	139,463	6,242	145,705			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
款 項	目				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2後期高齢者医療広域連合納付金	137,186	6,242	143,428			△219	6,461			
	1後期高齢者医療広域連合納付金	137,186	6,242	143,428			△219	6,461			
	1後期高齢者医療広域連合納付金	137,186	6,242	143,428			△219	6,461	19負担金補助及び交付金	6,242	広域連合事務費負担金減 △379 広域連合保険基盤安定負担金増 160 保険料負担金増 6461
	計	139,463	6,242	145,705			△219	6,461			

議案第6号

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,089千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,345,726千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

歳入 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		314,973	6,253	321,226
	1 国庫負担金	218,832	4,740	223,572
	2 国庫補助金	96,141	1,513	97,654
4 支払基金交付金		357,720	6,873	364,593
	1 支払基金交付金	357,720	6,873	364,593
5 県支出金		177,359	2,963	180,322
	1 県負担金	167,184	2,963	170,147
歳 入 合 計		1,329,637	16,089	1,345,726

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,187,733	23,700	1,211,433
	1 介護サービス等諸費	1,072,311	23,700	1,096,011
5 地域支援事業費		84,312	1,449	85,761
	2 介護予防事業費	25,668	120	25,788
	3 包括的支援事業・任意事業費	35,680	1,329	37,009
6 予備費		39,326	△9,060	30,266
	1 予備費	39,326	△9,060	30,266
歳 出 合 計		1,329,637	16,089	1,345,726

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	314,973	6,253	321,226
4 支払基金交付金	357,720	6,873	364,593
5 県支出金	177,359	2,963	180,322
歳入合計	1,329,637	16,089	1,345,726

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	1,187,733	23,700	1,211,433	9,216	0	6,873	7,611
5 地域支援事業費	84,312	1,449	85,761	0	0	0	1,449
6 予備費	39,326	△9,060	30,266	0	0	0	△9,060
歳 出 合 計	1,329,637	16,089	1,345,726	9,216	0	6,873	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
3	国庫支出金	314,973	6,253	321,226			
	1 国庫負担金	218,832	4,740	223,572			
	1 介護給付費負担金	218,832	4,740	223,572	1 現年度分	4,740	介護給付費国庫負担金増 4,740
	2 国庫補助金	96,141	1,513	97,654			
	1 調整交付金	75,773	1,513	77,286	1 現年度分調整交付金	1,513	調整交付金増 1,513
4	支払基金交付金	357,720	6,873	364,593			
	1 支払基金交付金	357,720	6,873	364,593			
	1 介護給付費交付金	345,352	6,873	352,225	1 現年度分	6,873	支払基金交付金増 6,873
5	県支出金	177,359	2,963	180,322			
	1 県負担金	167,184	2,963	170,147			
	1 介護給付費負担金	167,184	2,963	170,147	1 現年度分	2,963	介護給付費県費負担金増 2,963
	計	1,329,637	16,089	1,345,726			

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2	保険給付費	1,187,733	23,700	1,211,433	9,216		6,873	7,611				
	1 介護サービス等諸費	1,072,311	23,700	1,096,011	9,216		6,873	7,611				
	1 サービス等諸費	928,323	6,700	935,023	2,606		1,943	2,151	19 負担金補助 及び交付金	6,700	特例居宅介護サービス給付費増 居宅介護住宅改修費増	6,500 200
	3 地域密着型介護サービス給付費	143,988	17,000	160,988	6,610		4,930	5,460	19 負担金補助 及び交付金	17,000	地域密着型介護サービス給付費増	17,000
5	地域支援事業費	84,312	1,449	85,761				1,449				
	2 介護予防事業費	25,668	120	25,788				120				
	1 二次予防事業対象者施策事業費	24,739	120	24,859				120	11 需用費	120	コミュニティ・カフェ電気料増	120
	3 包括的支援事業・任意事業費	35,680	1,329	37,009				1,329				
	1 介護予防ケアマネジメント事業費	6,885	1,219	8,104				1,219	4 共済費	210	臨時職員社会保険料	210
									7 賃 金	1,009	臨時職員賃金	1,009

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		4包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	4,277	80	4,357				80	12 役務費	5	自動車損害保険料(新規) 5
										14 使用料及び賃借料	75	公用車リース料(新規) 75
		5任意事業費	22,860	30	22,890				30	20 扶助費	30	介護用品支給事業費増 30
		6 予備費	39,326	△9,060	30,266				△9,060			
		1 予備費	39,326	△9,060	30,266				△9,060			
		1 予備費	39,326	△9,060	30,266				△9,060			△9,060
		計	1,329,637	16,089	1,345,726	9,216		6,873				

議案第7号

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,243	2,100	78,343
	1 総務管理費	28,986	2,100	31,086
4 予備費		4,358	△2,100	2,258
	1 予備費	4,358	△2,100	2,258
歳出合計		295,379	0	295,379

歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,243	2,100	78,343
	1 総務管理費	28,986	2,100	31,086
4 予備費		4,358	△2,100	2,258
	1 予備費	4,358	△2,100	2,258
歳出合計		295,379	0	295,379

2. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1総務費	76,243	2,100	78,343				2,100			
1総務管理費	28,986	2,100	31,086				2,100			
1一般管理費	28,986	2,100	31,086				2,100	27公課費	2,100	消費税増 2,100
4予備費	4,358	△2,100	2,258				△2,100			
1予備費	4,358	△2,100	2,258				△2,100			
1予備費	4,358	△2,100	2,258				△2,100			△2,100
計	295,379	0	295,379							

議案第8号

平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ539,282千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月 18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		496,432	11,000	507,432
	1 使用料	496,432	11,000	507,432
5 諸収入		4,666	2,400	7,066
	2 雑入	4,571	2,400	6,971
7 国庫支出金		2,400	△2,400	0
	1 国庫補助金	2,400	△2,400	0
歳入合計		528,282	11,000	539,282

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		519,598	10,000	529,598
	1 営業費	518,398	10,000	528,398
2 予備費		8,684	1,000	9,684
	1 予備費	8,684	1,000	9,684
歳出合計		528,282	11,000	539,282

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	496,432	11,000	507,432
5 諸収入	4,666	2,400	7,066
7 国庫支出金	2,400	△2,400	0
歳入合計	528,282	11,000	539,282

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 運営費	519,598	10,000	529,598	△2,400	0	12,400	0
2 予備費	8,684	1,000	9,684	0	0	1,000	0
歳出合計	528,282	11,000	539,282	△2,400	0	13,400	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	使用料及び手数料	496,432	11,000	507,432			
	1 使用料	496,432	11,000	507,432			
	1 町営施設使用料	488,510	11,000	499,510	1 清流苑施設 使用料	11,000	宿泊宴会料増 11,000
5	諸収入	4,666	2,400	7,066			
	2 雑入	4,571	2,400	6,971			
	1 雑入	4,571	2,400	6,971	1 雑入	2,400	次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 2,400
7	国庫支出金	2,400	△2,400	0			
	1 国庫補助金	2,400	△2,400	0			
	1 土木費国庫補助金	2,400	△2,400	0	1 次世代自動車 充電イン フラ整備促 進事業補助 金	△2,400	次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金減 △2,400
	計	528,282	11,000	539,282			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
	1	運営費	519,598	10,000	529,598	△2,400		12,400				
		1 営業費	518,398	10,000	528,398	△2,400		12,400				
		2 営業費	473,287	10,000	483,287	△2,400		12,400	11 需用費	9,000	光熱水費増 賄材料費増 修繕費ほか増 1,500 4,000 3,500	
									15 工事請負費	△2,000	工事請負費減 △2,000	
									27 公課費	3,000	消費税増 3,000	
	2	予備費	8,684	1,000	9,684			1,000				
		1 予備費	8,684	1,000	9,684			1,000				
		1 予備費	8,684	1,000	9,684			1,000				
		計	528,282	11,000	539,282	△2,400		13,400				

議案第9号

平成27年度松川町発電事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町発電事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762千円を減額し、歳入歳出それぞれ61,439千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月 18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電収入		2,610	△762	1,848
	1 発電収入	2,610	△762	1,848
歳入合計		62,201	△762	61,439

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		60,736	△213	60,523
	1 事業費	60,736	△213	60,523
2 諸支出金		1,365	△549	816
	1 繰出金	1,365	△549	816
歳出合計		62,201	△762	61,439

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	太陽光発電設備事業	26,361 千円

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 発電収入	2,610	△762	1,848
歳入合計	62,201	△762	61,439

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	60,736	△213	60,523	0	0	△213	0
2 諸支出金	1,365	△549	816	0	0	△549	0
歳出合計	62,201	△762	61,439	0	0	△762	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
	1 発電収入	2,610	△762	1,848			
	1 発電収入	2,610	△762	1,848			
	1 太陽光発電売電収入	2,610	△762	1,848	1 太陽光発電 売電収入	△762	名子中央保育園設備売電収入増 役場、中学、中央小設備売電収入減 176 △938
	計	62,201	△762	61,439			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目 款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1事業費	60,736	△213	60,523			△213				
1事業費	60,736	△213	60,523			△213				
1太陽光発電事業費	60,736	△213	60,523			△213		11需用費	△4	電気料減 △4
								12役務費	△4	中央小設備火災保険料減 △4
								13委託料	213	中央公民館設備実施設計業務 213
								15工事請負費	△513	役場、中学、中央小設備工事減 △9,777 中央公民館設備工事 9,264
								19負担金補助 及び交付金	300	中央公民館設備連系接続工事 300
								28繰出金	△205	一般会計繰出金(収益分)減 △205
2諸支出金	1,365	△549	816			△549				
1繰出金	1,365	△549	816			△549				
1繰出金	1,365	△549	816			△549		28繰出金	△549	一般会計繰出金(償還分)減 △549
計	62,201	△762	61,439			△762				

議案第10号

平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）

（総 則）

第1条 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成27年度松川町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出	（千円）	（千円）	（千円）
第21款	水道事業費用	311,046	2,156	313,202
第1項	営業費用	272,073	2,156	274,229
第2項	営業外費用	38,873	0	38,873
第3項	特別損失	100	0	100

平成27年12月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年12月 18日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			311,046	2,156	313,202	
	1 営業費用		272,073	2,156	274,229	
		1 原水及び浄水費	41,840	2,156	43,996	

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算(第2回)事項別明細書

収益的支出

支 出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明	
款	項	目				区 分	金 額		
21	水道事業費用		311,046	2,156	313,202				
	1	営業費用	272,073	2,156	274,229				
		1 原水及び浄水費	41,840	2,156	43,996				
						22	動力費	1,134	清二水源他電気料増 1,134
						23	薬品費	1,022	ポリ塩化アルミニウム増 714 苛性ソーダ増 217 次亜塩素酸ナトリウム増 91

議案第11号

松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条に規定する固定資産評価審査委員会の委員に、次の者を選任したいので、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

記

住 所	松川町 上片桐
氏 名	大澤 英二
生年月日	昭和 年 月 日生

平成27年12月 4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年12月 4日 可決
松川町議会議長 関 克 義



2015年 11月6日

松川町議会
議長 関 克義 様

下伊那郡松川町 生田 8340

松下 麻 輝
0265-36-4474

合 議 印	議 長 関	副 議 長	事 務 局 長	書 記 松
-------------	-------------	-------------	------------------	-------------

飯田民医連労働組合

執行委員長 伊壺 輝

(連絡先) 飯田市鼎中平 1884-1 ひまわり薬局 3階

TEL 0265-23-3174 FAX 0265-23-3193

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善 を求める陳情

【陳情趣旨】

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。2015年6月、厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足、長野県内では8千人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、国の責任で人材確保に向けた取り組みを求めます。

全労連が2014年に実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より平均で9万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割となっています。介護保険制度の開始当初より言われていた「低賃金・過重労働」の実態は、依然として改善されていません。

国は、介護職員の賃金改善を促進するために、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が引き下げられており、介護サービス事業者は経営悪化とともに、介護労働者の賃金引き下げや非正規雇用への切り替えを実施するなど、追いつめられています。現在、多くの施設で法定の人員配置基準以上の配置をしていますが(厚生労働省「2014年度介護事業経営実態調査」より)、経営維持のために人員配置の引き下げに向かえば、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になります。

国の責任において、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を図っていただくために、関係大臣に意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

記

【陳情項目】

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。



TPP交渉に関する陳情

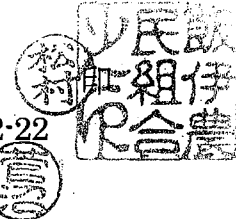
意見書提出の

2015年 11月 18日

松川町 議会議長
関 克 義 殿

陳情団体
代表者
住 所

飯伊農民組合
松村 隆平
飯田市北方 3852-22
菅 沼 浩
松川町上片桐 4603-10



【陳情趣旨】

TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を発表しました。

「大筋合意」は、米国・豪州産米合わせての7.8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税1kgあたり最大482円から10年後に50円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目すべてで譲歩するとともに重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。

さらに、重要5品目以外の野菜、くだものや林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいくことは重大で、日本の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものです。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の算入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やISDS条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は「指摘された多くの懸念にはあたらない」として国民の不安の声に答えようとする姿勢はありません。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して「合意」しながら、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけをふりまいています。こんな姿勢は、とうてい許されるものではありません。政府は、「合意」を撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくTPP協定への調印、批准は認められません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを陳情します。

【陳情項目】

1. TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
2. 国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

合議印	議長	副議長	事務局長	書記
	関		酒井	藤



平成 27 年 11 月 24 日

松川町議会
議長 関 克義様

松川町元大島 3030-14

陳情者 代表 宮下 繁

松川町生田 269

賛同者 北林 皎

陳情書

「政務活動費導入」に関する陳情

松川町議会では、政務活動費の導入が検討されております。議会だより・ホームページを見ても、その概要が判然としません。信濃毎日の記事によれば、「早ければ来年度からの導入を目指す」と報道されています。

以下幾つかの疑問点を記します。

- *手取り収入シミュレーション(P21)では、介護保険料を除く金額を控除して算定しているが、町民も負担しているものでありシミュレーションの方法が妥当なのか。また、議会だより等で期末手当についての説明がないのはなぜか。
- *議会だよりでは、議員報酬が少ないとしながら、歳費引き上げでなく政務活動費なのか。
- *パブリックコメント条例第4条を適用すべきでは。
- *出費の可否判断、チェック・ホームページへのUP作業・議会だよりの増頁等議会事務局の業務量・費用増が予想されるがその対策は。

導入案の概要では、条例・規則・要綱・運用指針にて厳格に定めると説明していますが、それらの案は平成27年11月17日現在ホームページにもUPされておらず、議会だよりにも記載されていません。町民の判断資料としては不十分です。関係資料を公開し、町民が検討する期間を設け、広く町民の意見を聞くことを求め下記のことを陳情します。

記

1. 12月定例議会以降条例案等の審議に関し発言者名を明記し公開して、議員各位の能力と資質の町民の判断資料とすること。
2. 条例案の採決は次期町会議員選挙以降の新体制に委ねること。
3. 政務活動費の監視については公募による第三者機関監査委員会を設置すること。

以上

合議印	議長	副議長	事務局長	書記
関			酒井	



平成27年11月24日

松川町議会議長 関 克義 様

放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書

貴職におかれては、日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、本村におきまして、本年5月に事業者より村内の大久保地区松の原工業団地内（天竜川と太田切川の合流地点にほど近い場所）において、一般廃棄物の最終処分場建設計画の意向が唐突に示されました。その後の6月の業者説明では、産業廃棄物も取り扱うこと、さらに埋立廃棄物には、国の定める基準値以下の放射性物質含有の焼却灰・飛灰・汚泥を含むものとの事業計画概要（別添の資料）が提示されました。業者は既に建設予定地の用地取得を行い、県担当課へも事業計画の概要説明がなされていると聞いております。

今回の最終処分場の建設計画では、

1. 建設予定地の地盤は、流れの強い地下水の存在と併せ、最終処分場の建設場所として適していないこと
2. 立地環境として、天竜川及び太田切川近辺に位置することから、放射性物質やダイオキシン類、重金属類、などが流出した場合には、農業用水は勿論、これら水系流域が汚染される危険性の高い建設計画であること
3. 前記1及び2の立地環境においては、廃棄物埋立後の維持管理が的確に行われることは困難と考えられ、周辺環境へ与える影響や健康被害など大変不安であること
4. 国の基準値以下であるとはいえ、人体などに悪影響を及ぼす危険性のある放射

能に汚染された廃棄物が圏域外から持ち込まれ、埋め立てられること

5. 風評被害などにより農産物等の産業製品の価値が脅かされ、その生産及び販路等における大きな損失が不安視されること

6. そもそも計画されている最終処分場の処理方法は本当に安全で安心できる施設なのか疑問視されること

等々、多くの不安と問題を抱えており、到底容認できるものではありません。

これらの問題は、周辺地域住民の生活環境や健康、生産活動等への影響のみならず、村全域及び天竜川水系周辺自治体における自然環境や水資源の価値や社会的評価の低下、地域経済などにマイナス影響をもたらす要因として、村内外から今回の建設計画を危惧し、疑問視する声が上がリ、広がり、高まっております。

私たちは、建設計画に反対するこれら全ての住民の総意を受けて、議会、区長会、農業団体、教育関係団体等村内の主要26団体で構成する「宮田の環境を守る会」を組織し、専門家による学習会などを重ねてきましたが、今回の建設計画については、前記のとおり到底住民の理解と合意形成は得られず、建設に反対せざるを得ません。

長い年月をかけて先人から継承してきた、豊かな自然環境と水資源を守り、将来へ引き継ぎ、末永く安全・安心に生活できる環境を守ることは天竜川水系の上流部に位置する市町村としての義務であると考えます。

なにとぞこの趣旨をご理解頂き、意見書を採択されますよう陳情いたします。

提出者

宮田の環境を守る会

会長

宮田村議会議長 田中 一 男



住所 〒399-4301

長野県上伊那郡宮田村6205

電話 0265-85-2034

賛同者

熊谷宗明

住所

松川町大島 3368

平成 27 年第 4 回松川町議会定例会(第 15 日目)議事日程

平成 27 年 12 月 18 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 5 回)について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 平成 27 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 平成 27 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 平成 27 年度松川町発電事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度松川町水道事業会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 9 | 議案第 12 号 | 松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 陳情の審査 | |
| | 陳情 4 | 介護従事者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情 |
| | 陳情 5 | TPP 交渉に関する意見書提出の陳情 |
| | 陳情 6 | 政務活動費導入に関する陳情 |
| | 陳情 7 | 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情 |
| 日程第 11 | 発議第 1 号 | 介護従事者の処遇改善及び介護保険制度の改善を求める意見書 |

日程第 12 号 発議第 2 号 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書

日程第 13 号 継続審査・調査について

日程第 14 号 町長あいさつ

閉会宣告

議案第12号

松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年12月18日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年12月18日 可決
松川町議会議長 関 克義

松川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第5条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の責務）

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は松川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	松川町福祉医療費給付金条例(平成20年松川町条例第8号)による児童等の医療費の支給に関する事務
2 町長	松川町福祉医療費給付金条例による障がい者の医療費の支給に関する事務
3 町長	松川町福祉医療費給付金条例による母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費の支給に関する事務
4 町長	不妊症及び不育症に関する治療費の助成に関する事務
5 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づかない予防接種(以下「法定外予防接種」という。)の実施に関する事務
6 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業に関する事務であって健康診査に関する事務	<p>(1)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票の記載に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)</p> <p>(2)生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施の有無に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</p> <p>(3)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住した中国残留邦人等及び特定配偶者の遅日の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付もしくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等給付関係情報」という。)</p> <p>(4)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障がい者関係情報」という。)</p> <p>(5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「精神障がい者関係情報」という。)</p> <p>(6)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国保関係情報」という。)</p> <p>(7)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給もしくは保険料に関する情報(以下「高確法関係情報」という。)</p>

		(8)介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給もしくは保険料に関する情報（以下「介護関係情報」という。）
2 町長	予防接種法による予防接種の給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1)住民票関係情報 (2)生活保護関係情報 (3)中国残留邦人等給付関係情報 (4)身体障がい者関係情報 (5)精神障がい者関係情報
3 町長	松川町税条例(昭和32年条例第5号)及び松川町国民健康保険税条例(昭和44年条例第4号)による地方税等の徴収に関する事務	(1)国保関係情報 (2)高確法関係情報 (3)介護関係情報
4 町長	松川町福祉医療費給付金条例による児童等の医療費の支給に関する事務	(1)生活保護関係情報 (2)地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) (3)住民票関係情報 (4)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) (5)児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報 (6)中国残留邦人等給付関係情報 (7)身体障がい者関係情報 (8)精神障がい者関係情報
5 町長	松川町福祉医療費給付金条例による障がい者の医療費の支給に関する事務	(1)生活保護関係情報 (2)地方税関係情報 (3)住民票関係情報

	る事務	(4) 中国残留邦人等給付関係情報 (5) 身体障がい者関係情報 (6) 精神障がい者関係情報
6 町長	松川町福祉医療費給付金条例による母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費の医療費の支給に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 中国残留邦人等給付関係情報 (6) 身体障がい者関係情報 (7) 精神障がい者関係情報
7 町長	不妊症及び不育症に関する治療費の助成に関する事務	(1) 地方税関係情報
8 町長	法定外予防接種の実施に関する事務	(1) 地方税関係情報

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務	町長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 中国残留邦人等給付関係情報

発議第 1 号

介護労働者の処遇改善及び介護保険制度の改善を求める意見書の
提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のこと
について、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 27 年 12 月 18 日 提 出

提出者	松川町議会議員	米山	由子
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	坂本	勇治
	同	白川	靖浩
	同	島田	弘美
	同	加賀田	亮

平成 27 年 12 月 18 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

介護労働者の処遇改善及び介護保険制度の改善を求める意見書(案)

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えます。

介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置しています。法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

介護労働者の処遇改善や安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる介護報酬はこの間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難です。一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。

介護労働者の人材確保・離職防止対策、および安全・安心の介護を実現していくために、下記の事項について国に要望します。

記

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ることなど、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第 2 号

放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 27 年 12 月 18 日 提 出

提出者	松川町議会議員	間瀬	重男
賛成者	松川町議会議員	米山	俊孝
	同	橋本	喜治
	同	森谷	岩夫
	同	菅沼	一弘

平成 27 年 12 月 18 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書(案)

長野県は、豊かで優れた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、自然と共生する社会を育んできました。国内外より長野県を訪れる人々は、こういった環境を目的に心身の安らぎを求めている人が多いと考えます。

私たち長野県民は、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境と水資源（河川、地下水など）を損なうことなく将来へ引き継ぐ責務を有しています。

これらの自然環境と水資源は、県民の平穏で安心な生活環境を支えるだけではなく、県の観光産業を支える重要な資源として、また、農作物に代表する産業製品の価値、信州というイメージとも密接に関わっています。

さらに長野県は、県歌信濃の国でも謳われているように、国の固めである、北に犀川、千曲川（信濃川）、南に木曾川、天竜川の上流部に位置する自治体として、その水質保全に寄与する責務も有していると考えます。

しかしながら、豊かで優れた自然環境や水資源を享受してきた長野県も、時代の流れと共にそれがあたり前ではなくなりつつあります。豊かで優れた自然環境や水資源を後世へ残すには、今を生きる我々が強く責任を自覚し、努めなければ取り返しがつかないことになりかねません。それらを踏まえると、現在宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設は、断固反対しなければいけません。

住民の平穏で安心な生活環境や信州のイメージを、現在及び将来へ亘って享受できるようにするため、また国の固めである河川の上流部に位置する自治体として水質保全の責務を全うするため、下記の点を強く要請します。

記

1. 宮田村に建設が予定されている、放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、様々な疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も大きいので、事業許可を与えないこと。
2. 上記施設の建設を安易に認めることは、今後県内あちこちへ同様の最終処分場の建設計画が続く恐れがあるため、県は十分な調査、検証を行い、強力な行政指導をすること。
3. 長野県の関係条例を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来へ亘って継続的に守ること。
4. 農業を強い農業・成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないようにあらゆることを想定し、将来へ不安を残さないよう配慮すること。
5. 長野県のことだけを考えるのではなく、下流域の自治体や国とも協力し、自然環境や水質保全を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 日

長野県知事

長野県議会議長 宛

長野県松川町議会